

## 第16回評価分科会 議事録

1 日 時 令和6年11月20日（水）10:00～11:40

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

**【委員】**

菅 幹雄（分科会会長）、富田 敬子（分科会長代理）、會田 雅人

**【臨時委員】**

神林 龍、小西 葉子、山本 渉

**【専門委員】**

土屋 隆裕、元山 斉

**【事務局（総務省）】**

統計委員会担当室：谷本室長、松井政策企画調査官、田村次長、福田補佐

4 議 事

（1）我が国における国際機関へのデータ提供状況について

（2）季節調整法の処理の状況の整理について

5 議事録

○菅分科会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第16回評価分科会を開催いたします。

なお、本日は、原専門委員が御欠席です。

本日は、「我が国における国際機関へのデータ提供状況」及び「季節調整法の処理の状況の整理」について審議を行います。

それでは、議事に入ります。まず、初めに「我が国における国際機関へのデータ提供状況について」です。我が国の公的統計における国際機関へのデータ提供状況につきましては、前々回の第14回評価分科会において、今後の審議の進め方が決定されるとともに、前回、第15回分科会において委員の皆様方から具体的な作業方針について御意見を頂戴したところです。

今般、事務局において我が国の公的統計における国際機関へのデータ提供状況について、国際機関のデータベースでの掲載状況、各府省等におけるデータ提供状況について、事務局において各府省等から収集した情報を整理しましたので、報告をお願いします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村と申します。

資料1-1を御覧ください。我が国における国際機関へのデータ提供状況について御説

明いたします。今回は第 15 回分科会において委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえまして、各府省等から収集した情報を事務局で整理させていただきました。資料としましては、今、御覧になっている資料 1-1 のほかに、後ほど少し言及しますが、資料 1-2、それから、前回の分科会だったと思いますが、委員の皆様方からどのようなところにデータ提供しているのか、できていないのかということがマッピングできている方がよいという御指摘をいただいたことから、参考 1、参考 2 として資料を御提示してございます。後ほど言及させていただきますが、我が国から国際機関への程度データ提供をしているのかという内容と、参考 2 としては、そのようなデータが諸外国において、日本だけではなくて諸外国において提供できているのかといったことを整理させていただいた資料です。

これらの資料は大部であり、全てつぶさに御説明する時間は取れませんので、そのような内容を事務局で整理させていただいたのが、今御覧いただいている資料 1-1 です。概要について御説明させていただきます。

まず 1 番です。我が国と、それから、諸外国からの国際機関に対するデータ提供の状況について整理させていただきました。先ほど少し御紹介したデータ提供実績につきましては、作業の都合上、令和 4 年度を対象としています。我が国に対する諸外国、あるいは国際機関からのデータ提供の依頼の件数につきましては、全体で 180 件でございました。このうち約 8 割の 143 件に対して我が国からは全部又はおおむね提供を行っている状況です。細かな内訳につきましては、その段落の下の「※」印に書かせていただきました。今、お話しした 143 件以外で言いますと、2 つ目のポツですが、依頼内容全体について「一部のみ提供」、あるいは「一部の項目について提供困難なものがある」ものが 27 件、それから、依頼内容全体について「提供困難」であるものが 10 件という状況でした。

この 27 件と 10 件、つまり、先ほどお話しした全部又はおおむね提供を行っている 143 件以外の部分である 37 件のうち、事務局の方でそれぞれ提供依頼があったデータが国際機関のデータベースに掲載され、登録されているかどうかを確認させていただきました。この 37 件のうち、24 件については、国際機関のデータベースへのデータの登録が確認できたというところでございます。この内容について、我が国と諸外国の登録状況を比較してみました。我が国から提供できていないデータを諸外国と比べてみたときに、日本を含む 3 か国以下が未登録であるものが 24 件中 9 件という状況でした。

元をたどれば、我が国がデータ提供できているか、できていないかということだけではなくて、諸外国は提供できているのだが、我が国はできていないというものがどれくらいあるのかというお話だったと認識しております。そういう意味では、諸外国も出せないような難しいデータであれば、仕方ない部分はあるのですが、諸外国は出せているのに我が国が出せていない、つまり、我が国プラス 2 か国ぐらいしか出せていないようなものは 9 件あったということです。

ちなみに、ここで言う諸外国というのは、下の「※」印に記載しておりまして、合計 11 か国です。OECD 加盟国かつ G20 参加国である国でして、国名としては御覧のとおりでございます。

2 番が、この我が国が未登録であるデータへの対応の改善（案）です。先ほど御説明し

た9件は、我が国と我が国以外にデータ提供できていない国がそれほどあるわけではないので、こちらについては対応の改善が国際機関のデータベース等の充実につながり、ひいては国際貢献の程度が高いものと考えられるところです。つきましては、こうした提供依頼に対応している府省に対して、今後、他府省の対応状況も踏まえつつ、今からお話しするような観点でヒアリングを実施していく予定としてございます。

具体的な観点は、下に書いてあります(1)から(3)までのところです。まず、1番目ですが、データ提供依頼といっても、通常何か1件だけこのデータを出してくださいということは、基本的には少ないと考えられ、複数のデータを出してくれとなることがあります。その全体に対して対応するデータがないということはもちろんあり得るわけですが、部分的にでもデータを提供するという事はできないかということです。

(2)ですが、依頼されている条件、各種の分類ですとか、年齢階級区分、その他いろいろあるかと思いますが、そのようなものが、提供依頼が来た内容と厳密に合致していなくても、類似しているデータがあれば出すという対応はできないのかということです。

(3)は、もう少し踏み込んでいるのですが、集計事項を見直す、又は調査票情報の二次利用を行うことによってデータを提供していくことができないかということです。情報として、要するに調査票情報としてはあるが、それを集計しないで、ただ持っているだけというようなパターンがもしあるのであれば、その集計を試してみるか、調査票情報の二次利用でそれを新たに作って提供するか、そのような対応ができないかということです。

以上のようなヒアリング結果を踏まえて、基本は現行の調査計画を所与とすることとし、各府省で横断的な課題を抽出して改善策を検討していくというのが、今後、我々の方で、事務局の方でやっていきたいと考えてございます。事務局の方で各府省に対して個別にヒアリングをさせていただいて、また、その内容を基にして御覧のような感じで府省横断的な課題を抽出できればということでございます。

**○菅分科会長** それでは、ただ今の御説明のありました我が国の公的統計における国際機関へのデータ提供に関する今後の改善案について、御質問、御意見を賜りたいと思います。

今、私の手元に出席者の名簿がございますので、この順番でお願いできたらと思います。會田委員から順番でお願いできたらと思います。

**○會田委員** 随分大部な資料を取りまとめて、事務局は大変だったと思います。今後の対応ということで、この(1)から(2)(3)のところでもいいのではないかと思いますけれども、調査票情報の二次利用というより、そもそも結果表に含めるというように結果表の方を改善してしまえば、一々二次利用しなくても提供できるのだらうと思います。

それから、いろいろ案件を見ていて、何で出していないのだらうと思うのと、例えば私的年金に関するデータとか、いかにもどこの省庁でも何か取っていないようなものがあるので、この省庁で取っていないものはどういうふうに対応していくかとか、やっぱり個別に詰めていかないと分からない面があるのではないかと思いますけれども、全体的には、この方向でいいのではないかと思います。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** 御指摘のありましたとおり、個別に先ほどの9件に

ついてヒアリングをしていったときに、なかなか難しそうなものがあり得るというのはもちろん考えられると思います。先ほど申し上げた集計事項に入っていないといった理由ではなく、我が国ならではの状況で統計の整備があまりそもそも必要とされていなくて、そういう統計が整備されていないというパターンも考えられると思います。このため、この9件全てが解消できるとは限らないだろうと考えておりますが、もちろんその観点も入れてヒアリングをしていきたいと考えています。

○菅分科会長 結果表を改善するというのは、提案みたいなものを、この評価分科会でやることはあり得るのでしょうか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 まずはヒアリングをしてみて、我々の方から事務的にそのような対応が考えられるのか、何かそういうふうにはできない事情があるのかというようなことを聞いてみるところからかなと考えてございます。それを整理させていただいて、二次利用ではなくて、集計してみるというのもあるのかもしれないですが、お話を伺ってみたら、例えば、結果精度の問題で結果表としては入れにくいというような事情があり得るだろうと思いますので、まず事務的に確認してみたいと考えています。

○富田委員 大変詳細な資料を作成していただきまして、ありがとうございます。御礼申し上げます。私の方から何点か気がついた点、質問も交えてお話しさせていただきたいと思います。

まず、最初の1番項のところではデータの提出状況を御報告いただきました。この説明によりますと、おおむね8割方、提供ができていると書かれております。ただ、残る37件については、こちらから国際機関にデータを提供しているにもかかわらず、登録確認できたのが24件というふうには書かれておまして、この差異、計算しますと、13件に関しましては、提供しているのに国際機関側でのデータベースに載っていないと理解してよろしいのでしょうか。そうであるとすれば、この残りの13件については、むしろ日本側の問題というよりは、国際機関側のデータの処理の問題に帰するかと思えます。この13件に関しては、提供先である国際機関と密に連絡を取って、こちらが提出した資料が、データが随時アップデートされていないということに関してコミュニケーションを図られるのがよろしいかなと思います。

ですから、2番目の「データへの対応」のところですけれども、もう1点加えていただきまして、提出先である国際機関、当該機関の窓口との、データ授受に関する確認という点を加えていただくのがよろしいかなと思います。私自身、国際機関側に身を置いたことがあります。国の方から提出したと報告があるにもかかわらず、データが受け取れなかったり、あとは国際機関側の都合でうまくタイムリーな登録ができなかったりという事情を見聞してきましたので、確認なさった方がよろしいかと思いました。それが1点目でございます。

それから、ほとんどのデータに関しては、「おおむね提供を行っている」、「全部又はおおむね提供を行っている」ということですが、これはどうして「おおむね」ということになっているのか教えて下さい。例えばデータの提出が依頼される場合、その元データだけでなく、いろいろな属性で分類されることが期待されております。例えば男女別にするとか、

年齢別にするとか、つまり、「おおむね提供」とおっしゃっている背景にどのようなことがあるのか、少し教えていただけたらと思います。私の予測ですけれども、様々な属性に応じて細分化されたデータまでなかなか提出できないということもあるのかなということを感じまして、少しお聞きしたいと思いました。

それから、本当に細かいことで恐縮なのですが、「我が国及び諸外国の登録状況」というところで、この諸外国が何を意味するのかということ、米印を付記して丁寧に書いていただいています。これはこれで適切だと思うのですが、読み手としては、「諸外国」と読んだときに、どうしても世界の国々全般というふうに捉えがちですので、例えばここは「先進諸外国」とか、少し表記の工夫があるとより分かりやすいのかなと思いました。

最後に、資料の1-2についてですが、詳細な資料を提出していただきました。それを見ての感想なのですが、これは国際機関側の説明が不十分なのかもしれませんけれども、こういったデータは非常に日本では入手不可能であると直感的に理解されてしまうのではと感じました。具体的に申しますと、例えばこの資料1-2の①のところですが、ILOから国際労働統計の一部として、Statistics on migrant workers、これを「労働移民」、または、「外国籍の労働者」という意味で捉えたうえで、Inflow of working-age foreign-born populationと書かれているんですね。この上位の分類項目のところはmigrant workers、つまり、「外国人労働者」と書かれてしまったゆえに、その下で問われているデータとの齟齬が生じています。

つまり、Inflow of working-age foreign-born populationというのは、「外国人労働者」のことを指すものではなく、外国生まれで労働に従事する可能性のある年齢、つまり、15歳から60歳までの人を意味します。ここで提出を求められているのは、外国人労働者の数ということではなく、労働に従事するに値する年齢の外国生まれの人口数ということです。このように正しく意味が理解されれば日本でもこのデータの提供というのは可能なかと思いましたが。是非ILOの統計部と話を詰めていただいて、このような資料の提供が可能かどうかもう一度検討していただけたらと思います。

同様に③のところに人口センサス質問票というのがございます。2つのデータセットが求められておまして、2番目にPopulation 15years of age and over by educational attainmentというふうに書かれております。15歳以上の人たちの教育歴、学歴ということで、これはセンサスから十分に取得できる情報だと思います。どうしてこれが提供できなかったのか。もしかすると5年に一遍、日本はセンサスを行っておりますが、そのセンサス年との齟齬から資料の提供が遅れているのかと考えました。こうやって具体的に日本が提供できなかったデータを1つ1つ拝見しますと、何を求められているのかということをもう少し詳しく見ていただくことによって、まだ十分に提供し得るデータがあるのではないかなと思った次第です。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室の田村です。

まず、最初の37件のうち、データベースへの登録が確認できた24件というところなのですが、こちらはデータを出したのだけれども、登録されていないという意味ではなくて、

基本は日本側からは出せていないものです。データ提供依頼があって、我が国や諸外国に求められていたデータが、この国際機関のこのデータベースにあるなというのが確認できたかどうかということになります。データを提供したからといって、国際機関がデータベースに登録しているとは限らなくて、内部で持っておられる可能性もありますし、事務局側でデータベースを見つけることができなかつただけなのかもしれないのですけれども、とりあえず関連するデータをデータベースの中で見つけることができたものが 24 件だったということです。一概に国際機関の方がデータを登録しなかったというようなものではないということになります。ただ、富田先生の言われたとおり、場合によっては国際機関の方にアプローチしてみるということは、本件に限らず、富田先生がその後に言われてきたデータの解釈のところなどで必要になる可能性があると考えています。具体的に言いますと、資料 1-1 で (1) や (2) については、言い方を変えれば国際機関側が要求している、依頼している側に完全に合致しないという意味では同じになります。類似のデータでもいいですよというようなことについては、国際機関側にアプローチしていく可能性は十分考えられるところなのだろうと思います。

富田先生からお話がありました資料 1-2 の、例えば①のところ、Inflow of working-age のところですが、これは実際、働いている人ではなくて、労働年齢といいますが、厳密ではないかもしれませんが、生産年齢人口みたいなのところに当たるのではないかというようにお話もあったかと思います。そのようなところについても確認していく必要がありますし、ここの部分、①のことにに関して言うならば、私の理解ですと、Inflow ですとか、このようなのは出せるのですが、country of birth、出生国別というのが現時点でデータがないのではないかという理解です。この辺も、もちろん先ほどお話ししたとおり、ヒアリングでこれから確認していくところですし、そのようなところについても厳密でなければいけないのかということについては、交渉の余地はあるのかなと考えてございます。そのような意味では、内容は異なるのですけれども、国際機関側にもアプローチしてみるということは、対応として考えられなくはないのではないかと考えています。

あと、そういう意味で言いますと、先ほどおおむね提供となっているようなところの背景というところについても、似たようなところがあるかと思いますが、おっしゃったとおり、ただの勘違いである可能性ももちろんありますし、実はここにデータがあるのだけでも、提供依頼を受けた府省が御存じなかったというような場合もありますし、余りにも分類を厳密に考え過ぎて提供できないというふうに言っていたという場合もあるかなと考えてございます。

○富田委員 ありがとうございます。国際機関ともっと密に連絡を取っていただくということでもよろしいかと思います。

1 点、私が気になったのは、いろいろなデータ、属性で分けて提供するよということのどのぐらい国の統計部署から見て負担になっているかということを知りたかったのですけれども、それが結局、おおむね提供と言わざるを得ない状況を生んでいるのかなと考えたのですけれども、いかがでしょうか。つまり、全て性別的な分類にするとか、年齢で分けるとか、それから、地域ごとに分けるとか、国際機関はいろいろなところで細分類して

データを出すようにというふうに言うてくることが多いわけなのですけども、それを出す、提供する国側としては、かなりの負担なのかということを知りたかったのですけれども、いかがでしょうか。

**○福田総務省統計委員会担当室室長補佐** 室長補佐の福田でございます。私が一番細かくデータを見たので、私の方からお答えさせていただきますと、大体、性別とか、年齢別とか細かいものを聞いているというケースが非常に多いのですが、その場合には大体トータルという項目を設けていまして、ですから、性別、年齢別、分からなくてもトータルは出せるというような形になっているのがほとんどです。今回、出せていないという9件のケース、そちらはそうした<sup>きいもく</sup>細目が出せていないという話ではなくて、そのトータルのところが出せていないというところで見えていますので、確かに性別、年齢別とか、細かい属性を出すということは非常に負担になっているとは思いますが、それで全く出せないというような形にはなっていない。トータルという項目があるので、それは何らか出せるものはあるという状況にはあるということであると思います。

**○富田委員** はい。どうもありがとうございました。

**○菅分科会長** それでは、次に神林委員に御意見、御質問をお願いしたいと思います。

**○神林臨時委員** 幾つかあるのですけれども、基本的には、この統計委員会が何ができるのかという観点からコメントしたいと思います。今回の調査、本当に時間がかかったと思います、ありがとうございました。こういうのを見ると、どれだけ日本が、自分の場合、国際機関にいたこともありますので、どの国際機関のどの部局にデータを渡しているかというのが概観できて非常に興味深いといえますか、役に立つ整理表なのではないかと思えます。

この後、その9件についてヒアリングをするということで、そのプロセスはとてもよいことだと思うのですが、その際に特に（3）のところ、集計事項の見直し又は調査票の二次利用によりデータを提供できないかと相談するとき、「統計委員会がアシストするので、助力するので是非やってください。例えば調査票の、統計調査計画の見直しみたいなのは、何か原案はこちらで作ります」みたいなことは言えないのかもしれないですけども、こういうふうに原案を修正したらいかがですかというようなことをこちら側から提案していただくとか、あるいは審査のスピードを速くするとか、統計委員会の方で便宜を図るという表現は適切ではないかもしれませんが、「助力をするので是非対応してください。統計委員会がヘルプ、助力ができます」ということをきちんと各統計部局には知らせて、その下で対応してくださいということを明示するのがいいのではないかと思います。

それと関連するのですけれども、あと、富田さんの御意見とも関連するのですが、国際機関は、自分も経験があるのでですけども、欲しいデータを取りあえず欲しいと言って、何か出てきたら出てきたでどうなったか分からないというようなことは、多分、あります。なので、その辺についても先方の各担当部局に本当に欲しいのか確かめろと。あったらいいんじゃないかぐらいな感覚で出せと言うなど、そういうインストラクションみたいなことを統計委員会の方からすることは可能ではないかと思えます。あとは報告を求めることですね。提供したら提供したで何に使ったのかをきちんと報告せよと国際機関との間のコ

コミュニケーションのプロトコルのやり方として指導といいますか、マニュアルみたいなものを作っておく。

大抵の場合、恐らく先方の国際機関ごとはこちら側に担当の官庁があると思います。そこから担当官が国際機関に出向というか、現地にいると思うのですが、その人たちと先方で個人的なやりとり、コミュニケーションで下地を作っていて、じゃあ、出せるねみたいなことを詰めたうえでデータを出すみたいなことをやっていると思うのですけれども、そうするとやっぱり公式にここからここまで、きちんとデータを出しました。この報告書のここに使いましたというようなことが事前にきっちり詰めている分事後的にはうやむやになってしまうことが間々あると思います。ですので、その点は何か、こうした方がいいよというのを政府が統一的に動いた方がよいと思います。そのための統計委員会かなと思います。

あともう一つは、先ほど富田さんがおっしゃっていた、例えばここ、こういう統計が出ていませんというのが見つかったとすると、それをどうやって対応するのかだと思えます。多分、マイグレーションの件については、OECDからの要望なので、多分、法務省に行っているのではないかと思います。厚生労働省ではなくてですね。その場合、実は厚生労働省が持っているほかのデータを使えば、こういうふうな集計ができる。あるいはこれ、典型的に表れているのが教育関係だと思いますけれども、OECDのエデュケーションの部門は、文部科学省がカウンターパートになっているので、文部科学省に教員の給与のデータを出してくださいとお願いして、文部科学省の方は、そんなものは分かりません、以上、終わりとなるわけですがけれども、例えば就調には教員の給与があります。賃金構造基本統計調査は、もちろん学校をカバーしています。ということは、ある程度、そのほかの省庁がそういうデータを持っているということはある得るんですね。

そのときに、問合わせを受けた文部科学省の方は、自分たちの領域の中では、そういうデータはありませんので、終わりですという対応を恐らくしていると思います。このときに誰がその問題を見つけて、どうやってカバーするかというプロトコルが恐らくできていない。例えばそういう統計を使う側の人間、例えば私たちのような研究者が見たときに、あれ、これってこの統計を使えば出せるはずなのにということを思いついたとします。それを思いついたとしても、それを誰にどうやって知らせればいいのかという窓口が恐らくないのでですね。なので、そういう窓口を例えば統計委員会のようなところに作っていただいて、そこで、もしかしたらこういう工夫をすれば、ここにはこうやってデータを出せるかもしれないというアイデアが上がってきたときに、それをステークホルダー、関係省庁に問い合わせを出したりとか、関係省庁の橋渡しをするというようなことをして、徐々に徐々にこの穴を埋めていくというようなことを指向するということではできないのではないかと思います。こういうふうな、統計委員会ができることが、幾つかあると思いますので、是非検討していただければと思います。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** 先ほど少し富田委員の点に対する御回答のところでも触れさせていただいたのですが、実際あるかどうかまでちょっと分からないのですけれども、提供依頼を受けた府省が、実はほかの府省が所管している統計のデータの存在を御

存じない、あるいはたまたま見落とされたというパターンがあれば、今回、ヒアリングの場で、事務局で分かる範囲で示唆させていただければと思います。また、予断を持って申し上げにくいのですが、そういった内容が資料1-1の府省共通的な課題として抽出される可能性はあるのかなと考えています。

統計委員会担当室の事務局の方でどこまでできるか、というアシストのことで申し上げますれば、当然、行政機関なので、できる範囲には法令上の縛りがあるのですが、その範囲の中でどのようなことができるのかというのは考えさせていただければと思います。ありがとうございました。

○菅分科会長 よろしいでしょうか。それでは、次に参りたいと思います。小西委員の方から御意見、御質問をよろしくお願いたしたいと思います。

○小西臨時委員 まず、前回から、そんなに長い時間が経過しない中で、資料の取りまとめをしていただいて、ありがとうございました。各府省のウェブサイトや報告書類などをよく見てくださって、取りまとめをしてくださったと理解しています。

私は、このような星取り表みたいな資料がすごく好きで、すごく価値があると思います。なぜなら、統計の専門家の方たちや研究者だけでなく、一般の方たちにも日本の統計行政での活動や国際協力について理解しやすいですし、統計の提供の現状がよくわかるからです。これからこの表を基にしてヒアリングをしていただくということで、それもまたその結果を取りまとめいただいて、御報告していただくということも、評価分科会の活動として価値があると思っています。

その中で、1-2を見ると、先ほど神林先生や富田先生もおっしゃっていますけれども、分野が結構、偏っていますよね。もしかしたらヒアリングでもっとほかの分野でも、提供ができていないというのも出てくるかもしれないですけれども、人にまつわる調査に関する労働ですとか、公衆衛生とか、主に人口だったら総務省さんとか、厚生労働省とか、そういう府省で結構、苦勞されているところに偏りがありそうなことが気になりました。人に関する調査は、どこの国もきめ細やかに調査できていますが、国際的な調査項目が日本のカテゴリーとか定義と合っていないがゆえに提供しにくくなっている点について、富田先生が丁寧に御説明くださいましたけれども、私も同じ感想を持ちました。

そうすると、多分、対応されている府省の方たちは、やってもやっても終わらない、すごい大変さもあるだろうとも感じたので、ヒアリングのときにも、通常の業務の中でどんな負担があるかとか、どんな困難があるか、できない方の理由とかいうのも酌んでくださると、資料に残すかは別として、私たちにとっても参考になるなと思いました。1から9だけ見ても、ぶら下がっている項目の数が全然違うのですよね。この180件というのは、この①、②みたいなものだとすると、そのぶら下がっているものを多く欲しがられているものと、そうではないものにも差があるのかなと感じました。なので、同じ1件でも、煩雑か煩雑じゃないかみたいなもの、何か多分、福田さんをはじめ、皆さんは御存じなのですが、私たちは分からないので、どこかで分かると、各府省さんたちの負担もより分かっていいなというふうに思っています。

それで、資料1-1に戻りますと、評価分科会というか、私たち統計行政に携わる者と

して、あと府省の皆さんと一緒に考えていく上で、何をゴールにするかという点で言うと、このおおむね全部提供をどんどん増やしていくのかとか、おおむねの5割を6割、7割に上げていくのかとか、調査が終われば、そこら辺に対してもコメントができるのかなと思いました。どこかのタイミングでも全部は何件と数えて、おおむねのとなっているところを、数を増やしていき、全部提供できたらチェックを入れて消していったって、できていないところの提供を増やしていくというのをどこまでやるのかの判断材料となるヒアリングになるといいと思います。180件のうちの各府省のシェアみたいなのが分かったら、現状で依頼が多い府省と割と淡々とたまにきたものをやれるところとか、あと忙しいのは何月か、毎月のように来て大変なのかも分かるので、180の府省の比率とかも後々あるとありがたいなと思いました。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** ヒアリングの際に困難な理由のところについても、可能な範囲で聞けたらと思っています。御指摘いただいたとおり、同じ1件、提供依頼が同じ1件であっても、その下にぶら下がっているデータというのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、数字が単体であるということはなかなかなくて、複数の指標の集合体になっているということが結構あって、それは資料1-2からも御覧いただけたところだろうと思います。そういう意味でも、先ほどの困難な理由のところが、小西先生の御指摘のとおり、余りにも煩雑過ぎるというようなところも出てくる可能性ももちろんあるかと考えてございます。

そういう意味で言いますと、どのような府省共通の課題を抽出するかということになるのですが、先ほど神林先生の方からお話のあったような国際機関の実態がもしあるならば、欲しいデータはとりあえず欲しいと言って、実はあったらいい程度のものであるとするならば、そのようなところについては、調整することを考えてみてということのようなお話が課題として出てくるのであるならば、今、小西先生が言われたようなデータ提供依頼がそもそも煩雑過ぎるという課題に対する解決と申しますか、問題を解きほぐす道の1つになるというような整理になることも考えられるかなとも思います。その辺りを念頭に置きながら、ヒアリングをしていくということを考えてたいと思います。

**○小西臨時委員** よろしくお願ひします。ヒアリング、楽しみにしています。ありがとうございます。

**○菅分科会長** 次に山本委員の方から御質問、御意見をお願いしたいと思ひます。

**○山本臨時委員** 私も最初にこのような詳細な調査をして取りまとめたくださった事務局の皆様にお礼申し上げたいと思ひます。

私は、こういうデータは専門ではありませんので、簡単に2点ほどお伺いをさせていただきたいと思ひます。国際機関への統計もしくはデータ、情報の提供に関して、例えばですが、e-statみたいなところで、こんなところにこんなデータを提供していますみたいなものがあると、例えば日本に関して、先ほど御説明いただいたような、もしかすると注釈付きで表に加えられるようなデータに関して、日本側として、少なくとも日本人に向けては説明したりできるのではないかと思ひたりしました。e-statでまとめると、例えば今、案のところに書いていただいている類似データですとか、二次データですとか、

どこのデータがどう提供されているかというのがある程度まとまってくる気がします。

ただ、e-S t a tを管理している部局の方々に全部この整理をお願いするというのは、多分、また新たな負担増になるかと思imasので、各部局などで引き継ぎを中でやっていただくか、それとも外に見える形でやっていただくかというふうに考えていただいて、何か登録制にさせていただいてもいいような気がしました。逆に提供できていない統計、今回、主なものとして9個挙げていただきましたが、それをなぜ提供できていないかというのも、そのe-S t a tの中で、もし説明できると、案がある方は是非みたいなことで呼びかけてもいいような気がしておりました。

もう一つは、国際機関への情報提供に関して、御負担がおりかと思う一方で、通常、公的統計の調査事業の意義みたいなのを時々訴えることがあるかと思imas。その中に統計の用途として、このような国際機関へのデータ提供というものをなるべく常に明示していただくと、国内だけではなくても国際的な提供もしているもので価値があるとか、国際的に必要であるとか、それとともに明示していただくことで、そのような情報を把握できるようになりますので、よろしいのではないかと思imas。

○田村総務省統計委員会担当室次長 国際機関に対するデータ提供の状況ですとか、あるいは今回で言えば9件の部分、こちらをe-S t a tに登録するという形でいいか悪いかというのは、また考える余地があろうかと思imas。あまり工数のことを申し上げるのも何なのですが、事務局側でこれをまとめるのはなかなか大変だったので、これを恒常的にやっていくというのがどれくらいできるかというのは、考えた方がいいかなというのはあるのですが。

○山本臨時委員 なるほど。

○田村総務省統計委員会担当室次長 ただ、繰り返しになってしまうのですが、この資料1-1で書かせていただきました府省共通の課題を抽出するところについては、何とか対応できればと考えてございます。先ほど小西先生のところで答えそびれてしまったのですけれども、おおむね提供のところを、じゃあ、5割を6割にしていったりするのかなというようなお話もいただいたのですが、そのようなところについても、今回のこの9件をヒアリングして、府省共通の課題を抽出することによって、解決に向かう可能性があるのではないかとということで、このような対応案にさせていただきます。

2点目にお話のあった、国際機関の方にもデータを出していることが統計調査の意義の説明のところに活用できるというところについても、今お話した府省共通の課題と申しますか、そうすることによってデータの集計ですとか、作成についての意義が正当化されるということについても、何らかの形でまとめるということは考えられるかなと思imas。どうもありがとうございました。

○山本臨時委員 ありがとうございます。明示する一方で、例えば英語か何かに翻訳されているホームページを眺められて、海外から英語で問い合わせが来るというのが増えるのも困るなどは思ったのですが、何らかの形で情報が整理されていくと、今後こういう議論もまた整理しやすいのではないかと思imas次第です。御回答、ありがとうございました。

○菅分科会長 次は土屋委員の方から御質問、御意見を賜りたいと思imas。よろしくお

願いたします。

**○土屋専門委員** 参考まで含めて、大変な資料の取りまとめ、ありがとうございました。私の方から2点あるいは3点ございまして、まず1点目ですけれども、参考資料2でしょうか、参考2の方に我が国から提供できていないけれども、諸外国の提供状況というのがございました。それを拝見しますと、同じ統計の中でも国によってかなり提供年が異なっている。場合によっては1900年代の1999年というものも見られました。ですので、かなり長期にわたって収集しているのかなと。御質問としましては、そうしますと、今回、180件ということがございましたけれども、これは恐らく増えてくるのかと思うのですけれども、今後、もし増えていくのだとしますと、先ほどのお話がございましたけれども、データを要求する側は要求するので簡単ですので、要求自体がもし増えてくるのだとしますと、今回、残りの9件に関しまして丁寧に御対応いただくというお話でしたけれども、さらに今後負担が増えてくるということにもなりますので、このような提供の依頼、今回、180件、この件数がどういうふうに変わっていくのかということも過去からも含めて教えていただけるとういかなと思います。

それから、2点目といたしましては、今度、参考1の方でまとめていただいた依頼組織別の表がございまして、そちらを拝見しますと、今回、3種類に分けていただいた中の提供困難10件というものは、全てOECDになっているのではないかと思います。また、真ん中の一部提供とか提供困難、これも27件中のたしか15件ぐらいがOECD、しかも、その中の一番端の提供困難は10件中6件が教育スキル局というふうになっておりまして、資料の1-2なども拝見しますと、教育、学歴関連のものが目立っていたような感じがいたします。なかなか日本の教育関連の、特に学歴関連というところは、やや統計としては弱いところかなと思いますので、このようなどころは提供困難になるのは、ある意味、今の制度では仕方ないのかなとは思っています。

資料1-2でほかの国で、どこの国が提供していないのかということも併せて情報としてお示しいただいています。ほかの国では、なぜ提供できていないのかといったところも併せて、もし可能であれば、ほかの国から事情を聞いていただくというようなことも今後の進め方の参考になっていくかなと思われました。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** 今おっしゃった偏りの部分、まだつぶさに確認できていないところではあるのですけれども、その内容について先ほどお話ししたヒアリングのところで確認してみたいとは思っています。御指摘のありましたとおり、学制といいますか、教育制度の諸外国との違いによって、先ほど資料1-1で言えば(2)のところで挙げた分類が必ずしも合致していないというような可能性もあろうかと思っておりますので、その辺りを確認してみたいと思います。

諸外国の状況について、すみません、今、つぶさに把握できていないのですけれども、把握するルートがあれば確認してみたいと思うのですが、一旦はまず各府省の方に状況を確認してみて、先ほど少しお話しした教育制度の違いというものが、推測で申し上げてしまいましたけれども、それが正しいのか、そうでないのか、何か違う理由があるのかということ、聞いてみたいと考えてございます。どうもありがとうございました。

○土屋専門委員 ありがとうございます。

○菅分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、お待たせいたしました。元山委員から御質問、御意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○元山専門委員 私の方からは、1点質問と、1点コメントとなります。1点目の質問は、1番目の我が国及び諸外国からのデータの提供状況です。37件の一部困難と提供困難のうち、9件を今回選出して検討していただくということなのですが、この9件中の一部困難と全体について困難であるというものの把握状況について、現在、分かる状況でお知らせいただければと思います。

もう1点の方はコメントになるのですが、今回、2番目の対応の改善案について、今後見直していくということで、このヒアリング、非常に重要な、大変期待しているのですが、(3)の集計事項の見直し又は調査票情報の二次利用で、二次利用だと追加的な負担がある一方で、集計事項の見直しの場合は、比較的、毎回二次利用の見直しをするよりは長期的には負担が少ないのかなと思う一方で、(3)のところで、類似データのところで階級区分という話があったと思うのですが、集計事項の見直しの部位、階級区分の見直し等をする際は、階級区分の見直し、ないしは集計事項の見直し等に関して、それは両方になると思うのですが、技術的にこれまでどういう困難があったのか、これは標本設計上、層別の切り方の関係なのか、裾切りや有意抽出を行っている等の問題なのか。

それとも調査票に調査事項がそもそも存在していなかったかというような問題なのかという技術的な点に注意を払っていただきたいのと、技術的な観点だけではなくて、国内で利用する上での観点として、集計事項を見直した場合に情報が増える方に変わればよいのですが、過去の情報との連続性が失われてしまって、時系列的な比較ができなくなってしまう、時系列な比較以外に同じ同時点での比較についても、国内の同様の区分、同様の統計の区切りと切れてしまうと、国内で分析し、国内で政策的、学術的に利活用する上で問題が生じる可能性があるので、その点についても留意して情報収集していただければうれしいと思いました。

以上となります。最初に申し上げ忘れましたが、私もこれだけの詳細な資料を作っていたことに本当に感激しました。ありがとうございます。

○田村総務省統計委員会担当室次長 私からは後段の内容について御回答させていただきます。資料1-1の2の(3)のところで集計事項の見直しのところについて、御指摘のとおりでございまして、見直しというふうに書いてしまうと、何か現在の例えば年齢階級区分を何か変えてしまったりするというような感じにも読めますが、その辺り、時系列データですとか、そのようなところについては、もちろん留意していただいて、ヒアリングをさせていただければと思います。

調査事項がそもそもないという場合には、集計事項を見直してもどうにもならないところなので、基本は下から2行目のところに書いてございまして、現行の調査計画を所与とするのを基本とさせていただければと思いますので、調査事項がない場合にどうこうということは、なかなかそこまで各府省にお願いするのもすぐには難しいのかなという感

じはいたします。調査票情報として既にあつて、さらに追加で集計をするという対応が技術的に可能であるならば、こういう観点も考えられるということをごさいますて、現在の提供できている統計の価値を毀損するような行為にはならないような対応にしたいと考えてごさいます。

**○福田総務省統計委員会担当室室長補佐** 最初の御質問の9件について、それが一部提供なのか、全体が提供困難なのかという御質問についてですが、この中で全体が提供困難というものは、この連番で言う②です。教育と収入に関する調査のところだけでして、あとはみな一部提供ということになっております。この右側に書いてあるのは、出せていないものを英語で挙げているので、これ以外にもかなりの項目がありますので、そのような項目の中に出せているものがあるのがほとんどだということをごさいます。

**○元山専門委員** ありがとうございます。

**○菅分科会長** 皆様、そろそろよろしいでしょうか。それで、まず皆様からいただいたコメントとしては、これだけの大変な資料を作成いただき、ありがとうございますということで、すばらしい資料であるということでありました。私も思いますが、これは我が国の統計における未開拓領域が一覧になっているわけで、若い研究者にとってはすばらしい資料だと思うんですね。この分野を、未開拓なわけですから、研究すれば何か出てくるという感じはいたしますので、このようなところは是非若い研究者に頑張ってもらいたいなど、官僚も含めてですけれども。

もう一つは、コメントをたくさんいただきましたけれども、やっぱり国際機関との関係ですね。つまり、データを出しているのだけれども、本当にちゃんと使っているのかというのと、どういうつもりで取っているのだとか、その辺りのコミュニケーションをやっぱりちゃんと取った方がいいのではないかと。本当に使っているのであれば、神林委員がおっしゃられたように、これは海外でこんなに使っているのだけれども、何で我が国、やっていないのだという議論はあり得るのではないと思うんですね。ただ、そこはやっぱりよく確認して、国際機関、とりあえず取っているだけのを日本が一生懸命やる必要はないような気もするので、そこも検討の余地が、これがヒアリングの方で。

もう一つ、最後のところで元山委員が御指摘なさったように、結構、国際分類に合わせようとするとなかなか厄介な問題がたくさん出てくるわけですね。連続性というのが一番ネックで、変えてしまうと、つながらなくなるので、いかというと、これはよくないという話にやっぱりなってしまうので、もう一つ、国際分類に合わせると、それはそれなりに評判がよくないというのもありまして、なかなか厄介なのですけれども、おっしゃる技術的な問題がかなりあるのだということもよく分かります。それと、山本委員がおっしゃっていたように、要するに日本の人も国際機関にこんなに提供して、こんなに比較できるのだよというのは、意外と知らないのかなという感じもいたします。それもちょっと思いました。

たくさんコメントをいただきましたので、それを踏まえましてヒアリング等を含め、今後の審議の作業準備を進めていただけたらと思います。お願いいたします。よろしくお願ひします。

それでは、ちょうど大体半分ぐらいの時間が過ぎましたので、もう一つ議題がございますので、もう一つの議事に入らせていただきたいと思います。本日の審議事項の2つ目、「季節調整法の処理の状況の整理について」、審議を行っていきたいと思います。事務局に各府省公表情報の整理資料と今後の作業方針を用意していただきましたので、御説明をお願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。私から資料2-1に沿って、新型コロナウイルス感染拡大期における季節調整について御説明させていただきます。

こちらも前回の分科会において委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえまして、各府省等から季節調整に関する情報を収集させていただきました。そちらの資料が、こちらでもまた全部は読み上げませんが、資料2-2の方で一覧表としてまとめています。それ以外にも、資料2-3と参考3という形でまとめています。特に、参考3の方は、社会経済情勢の発生年別の公的統計の季節調整系列における外れ値の設定例ということでございます。こうして見ていただくと、各種社会経済情勢が発生したタイミングで、各種統計において季節調整の外れ値が設定されていることがお分かりいただけるかと思えます。ただ、過去に遡っていきますと、当時の担当者も各府省におられないということもございまして、今回は直近の社会事象として、新型コロナウイルスの感染拡大に合わせて各府省がどのような季節調整の対応をされたかということ資料2-2の方でまとめました。それを踏まえて、情報整理したのが、今、画面に投影している資料2-1でございます。

ということで、概要を説明させていただきます。まず1番です。ここで、タイトルのところで「通常期」と書かせていただきました。こういう言い方が通例なのかどうかというのは把握していないのですが、新型コロナウイルスの感染拡大があってもなくても、季節調整というのは行われているわけですし、この資料上で言っているのは、新型コロナウイルスの感染拡大とは関係なく、という意味での通常期と御理解いただければと思います。そのような際に、各府省では、主な季節調整としてどのようなことをされているのかということですが、そこに4つポツを掲げてございます。もちろん、例外を言い出したら切りがないのですけれども、大体の傾向として、今からお話しするような季節調整の対応をされているということが多いです。

まず1つ目です。季節調整法としては、外れ値設定の事前調整機能がございまして X-12-ARIMA を採用されているというパターンが多いです。「おおむね採用している」と書かせていただきまして、前回の分科会でもそのようなお話をさせていただいたかと思うのですけれども、例外も少しあって、中には X-11 を使用されている例もあるにはあるということになります。ただ、事前調整機能がある X-12-ARIMA の方が多いということになります。

2つ目です。季節調整替え、季節調整値の改定につきましては、どのタイミング、どれぐらいの頻度で行っているかといいますと、年に1回実施しているというようなパターンが多かったという状況でございます。そのような中で、3つ目の季節調整の外れ値の設定につきましては、今お話しした季節調整替えのタイミングに併せて行われているという場合が多くなっています。つまり、年に1回、外れ値設定がされているパターンが多いとい

うこととなります。そのような例が多いのですけれども、それとは別に、結果の公表時に随時外れ値を設定しているというようなパターンもございます。

4つ目のポツですけれども、選定する外れ値については、どういうふうにして選択して、その外れ値をどういうふうを選択していくかというのには、大きく分けると2パターンございました。1つ目がプログラムによって自動検出された外れ値を機械的に用いる場合です。2つ目が検出された外れ値を精査し、要するに人の目を通して、社会経済情勢の変化ですとか、あるいは各種の社会制度の変更によって、その設定した理由を説明可能なものだけを用いているという場合がございます。要するに人の目を通して取捨選択をされているということです。

「※」印に書かせていただいていますけれども、いわゆる RAMP、傾斜的水準変化につきましては、今お話ししたそのプログラムにより自動検出することができないので、先ほど申し上げた2パターンのうち、前者を採用する場合、つまり、自動検出された外れ値を機械的に用いる場合には、当然ながら、RAMP を設定することができないことになるわけです。これが1番の通常期における主な季節調整の概要でございます。

続きまして、では、通常期ではなくて、この資料上、新型コロナウイルス感染拡大期における季節調整というのが、1番の通常期のところと何か違っているのか、同じなのかというのが2番のところでございます。コロナの感染拡大期においては、季節調整の外れ値設定を通常期と変えておられるようなパターンがございました。具体的には、年1回の設定を結果の公表時の随時設定に切り替えておられる例、それから、通常は所管されている府省の中だけで、その外れ値設定の検討が閉じているということが多いのですけれども、このパターンに限り、外部有識者の意見を聞いた上で外れ値を設定しているというような例が見られました。このようところが、コロナ期の季節調整が資料の1番の季節調整と少し違いが見られたというパターンになります。

続きまして、3番です。こちらは「公表及び記録」と書かせていただきました。これは通常期ではなくて、コロナの感染拡大期における季節調整についての公表と記録を行う内容として、まず設定している外れ値がありますが、それ自体が非公表になっている統計が数例ございます。あと、そのような外れ値の設定理由が非公表になっている統計も見られます。先ほどの1番の4ポツ目を思い出していただければと思うのですけれども、自動検出された外れ値を人の目を通して精査した上で、社会経済情勢の変化ですとか、制度変更等の理由により設定理由が説明可能なもののみを用いるという場合があるのですけれども、そのような場合であっても、設定理由自体は非公表という統計がございます。

2行目のなお書きのところなのですが、そのような外れ値の決定調整手順などの対応については、いずれの担当部署内においても引き継ぎがなされていたということですので、この点において対応の瑕疵があったというようなところは見られませんでした。

4番のところですけれども、今回の作業方針の案でございますが、今回得られました調査結果、今お話しした内容について、さらに精査した上で各府省における実行可能性に留意しつつ、今後また似たような大きな社会経済情勢の変化があった場合、そのような場合の対応も含めた、仮称でございますが、何か季節調整の参考となるような手順書のような

ものを取りまとめていくということを考えてございます。

○菅分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今御説明のありました季節調整に関する今後の作業方針（案）及び参考手順の作成につきまして、御質問、御意見を賜りたいと思います。それで、これにつきましては、既に1回議論しておりますので、順番に御意見を賜るというよりは、挙手で御意見がある方から御意見、御質問をしていただけたらと思います。挙手をしていただけたらと思います。

それでは、神林委員、よろしく願いいたします。

○神林臨時委員 まず確認なのですが、この設定している外れ値が非公表というのは、この値が外れ値処理したんですよということが分からないという意味なのでしょうか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。例えばですけども、参考3を御覧いただければと思うのですが、左から3列目のところに設定外れ値というものがございます。これはほんの一例なんですけれども、この時期には、この統計では、このような外れ値が設定されているということになります。例えば Additive Outlier を1989年の第1四半期に入れているというわけなんですけれども、これ自体が公表されていないということになります。何か外れ値を設定しているのだけれども、それがどの時期にどのような外れ値を設定しているのかというのが公表されていない例があるという意味でございます。

○神林臨時委員 見かけ上、どこが外れ値なのか、外れ値処理をどこでしたのかが分からないということですね。

○田村総務省統計委員会担当室次長 はい。そういうことでございます。御指摘のとおりです。

○神林臨時委員 それはどういう理由なのですか。これからヒアリングをするのかもしれないですけども、単に書かなくていいと思っているということなのですかね。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 出さない理由というのは、よく分からないのですが、場合によっては、前回出したように非常に細かくなってしまうということもありますので、そのような面がある可能性があるというのと、あとは、この設定しているこの外れ値、これは回帰変数なのですが、それは出していないのだけれども、そのケースでは、それをどういう方法で出していくのかという手順、その細かい手順については、公表はされているので、それをやれば再現できるだろうという考えで恐らく外れ値そのものまでは公表していないというケースがあるのかなと思います。これは私の個人的な解釈ですけども、申し訳ないです。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。公表していない理由というところは、現時点で情報を持ち合わせてはいないのですけれども、要するに、それは公表した方がいいのではないかとというのがおっしゃりたい趣旨だと思いますし、実際、そのとおりかと思います。繰り返しになるのですが、引き継ぎ自体がされていないというところはなかったもので、そのようなところは公表していく方がいいのではないかとということについては、技術的な助言としてはあり得るのではないかなと考えられるかと思

います。

○**神林臨時委員** 私も現時点では公表しない理由を思いつきませんので、原則公表してくださいという意見でいいのではないかと思います。

○**菅分科会長** 多分、この報告書を書かれる、報告書、手続の中では、それを明記するわけですね。この省庁は、こういう対応をしたという。そこまでは書かないのですか。

○**田村総務省統計委員会担当室次長** これは、想定していたのは、手順書なので、どの省庁がやっていなかったということを書くよりは、外れ値を設定するということが起こり得ると思うので、そのようなときにはどの時期にどのような外れ値を設定したかというのは、原則として公表する方が望ましいですというような趣旨のことを…。

○**菅分科会長** そっちの方なのでですね。

○**田村総務省統計委員会担当室次長** 記載するという方がいいのではないかなと考えております。糾弾するというよりは、原則、手順を書くというのは、そういうイメージかと思えます。

○**菅分科会長** 糾弾する必要はないのだけれども、資料として載っていないのだったら、例えばこの中で、こういうので、それぞれのやり方の細かいのは報告書みたいな形で残すことはしないわけですね。これ、一覧表は作るけれども。

○**田村総務省統計委員会担当室次長** すみません、その辺はちょっとまだ。

○**菅分科会長** 決まっていないわけですね。

○**田村総務省統計委員会担当室次長** はい。申し訳ございません。

○**菅分科会長** やっぱり私もちょっとこの話、とても重要だと思っているのは、また似たようなことが必ず起こるわけですよ。そのときに、このときの経験で、こういうことがあったというのはやっぱり参考になると思うし、多分、すごくコロナのときに担当者は不安だったと思うのです。どうしていいのか分からない。だから、何というか、自信がないから言えなかったというのもあるだろうと思うし、だから、そういうときに、このときはこうだったというのがちゃんと書いてあれば、勇気が出るというか、やっぱり先が見えない中で統計を、公表、出していかなきゃいけない。しかも、季節調整というすごく異常値には弱いと言ったものに対してやらなきゃいけなかったということもありますので、でも、やはり原則出していった方がいい。それが後の人たちが同じ経験をしたときに参考になるという、誰も糾弾しているわけじゃないということは重要だと思います。

ほかに御意見、ありますでしょうか。挙手していただけたらと思います。御質問でも結構でございます。それでは、山本委員、よろしく願いいたします。

○**山本臨時委員** ありがとうございます。山本です。意見というほどではなくて、こういうふうなドキュメントを整備していただくことにとっても賛成したいというコメントだけの表明になります。

今、先生方、御議論されておりましたように、もしかすると急いで何かを決めなければいけなくて、結果として、これに基づいて設定したということを宣言しにくいという状況もあったのではないかと憶測します。その意味で、同様のことがないことを私も祈りますが、何らかの意味で、何らかの状況で外れ値の処理をしたりしなければいけなくなったと

きに、その対応の論拠となる文章を統計委員会名で発行することはとても意義があるのではないかと思った次第です。実はそれだけなのですが、あと、もしかすると、その外れ値に対する対応の、ある意味で標準化ということになるかもしれないとも感じておりますので、文章の作成プロセスの途中の段階で各統計の担当者、特に今回挙がっているような外れ値処理をしたような担当者の皆様に照会をしてコメントをいただくようなこともあってもいいのではないかと感じました。

以上です。ありがとうございます。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。どうもありがとうございます。先ほどいただいたコメントのように、やるべきこと、やった方がいいことというのをまとめるというのは大事でございますし、同時に山本委員のおっしゃったように、あるいは資料にも書かせていただきましたけれども、実行できないことだと空文化してしまいますので、その両方を担保できるような形でまとめられるように努力したいと思います。ありがとうございます。

○山本臨時委員 ありがとうございます。

○菅分科会長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。挙手をしていただけたらと思います。

富田先生、よろしく願いいたします。

○富田委員 ありがとうございます。技術的なところは、私、あまり通じておりませんので、コメントはできないのですが、今のお話の流れの中で、やはりこのような記録、統計の処理にどういうことがなされたかということをしちんとした公的な記録として残すことの意義というものを強く感じます。お作りいただいた資料の中でも、担当部署の中で引き継ぎが実施されたことが確認されております。大事だと思えますが、公官庁はかなりの頻度で異動等がございますので、単に引き継ぎだけですと、ある時点でそのような記録というものが途絶えてしまうということがあります。引き継ぎのみならず、きちんと後世に残るような公的文書の形できちんと保存することの方が、今回精査した意味が大きくなるのではないかと思います。

その上で簡単な質問なのですが、統計分野における、このようなデータ処理に関する公的文書というものは、何年間保存しなければいけないとか、そのような規定といたしますか、約束はあるのでしょうか。資料をどのぐらい保存するかというのは、国際的にもいろいろ議論されておまして、データが余りにも多いので、数年でという見方もあれば、やはり時代を超えて重要な価値のある情報というのは、きちんと半永久的に残すべきだというような議論もありまして、日本の統計分野においては、このような公的文書、どのぐらいの保持といたしますか、残しているのか。もし簡単に分かれば教えていただきたいと思いました。

○菅分科会長 御回答、よろしく願いいたします。

○田村総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の田村でございます。文書の保存につきましては、統計行政の分野だけではないのですが、一般論としまして、それぞれの文書の特性に応じて、それぞれ行政文書を所管する行政機関の課室単位において保

存期間が定められておりまして、それに応じて決まってくるということになります。なので、長いものもあれば短いものもあるというのがお答えになるわけなのですけれども、もちろん、それはその文書の特性に応じて決めているものでございまして、常時使うものにつきましては、結果として半永久的に保存されるというようなものになります。

一例を挙げますと、各種統計調査における調査票情報の類、このようなものについては、基本的には常用使用ということになりますので、文言として正確ではないのですが、半永久的に保存されるというような性質の文書になります。それ以外の文書につきましても、どの程度使うのかということに応じて文書の保存期間が設定されるということとございまして、基本は各府省の各課室で決められる内容ではあるのですけれども、各統計において、この例で言うならば、季節調整を行うわけですから、季節性をどこまでの期間を使って判定するかという期間に応じて使い分けられるものだと考えています。

今、映っている資料、参考3の資料で書かせていただいているとおり、右側のところにございますとおり、調査に応じてどこまでの期間を使って季節性を判定するというものが変わってきますので、これをやっている間につきましては、どのような外れ値を設定しているのかということがないと、季節性の判定ができなくなってしまいますので、この期間ぐらいは保存されるものだと認識をしてございます。ということで、お答えになっていまずでしょうか。大丈夫ですか。

**○富田委員** ありがとうございます。コロナの経験というのは、本当に希有でなかなかない事象だと思いますので、今回の経験というのは、できれば長期的に公的な情報として保存を心掛けていただきたいと思います。ありがとうございます。

**○菅分科会長** ほかに御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。元山委員、よろしくをお願いいたします。

**○元山専門委員** 今回、このように新型コロナの時期における対応状況、また、それ以外も含めて季節調整実施系列の適用府省について詳細におまとめいただき、本当にありがとうございました。各府省で季節調整を実施するとき、の省庁でどのように行っているかというのは重要な情報になりますので、この情報は非常に貴重な情報になると信じております。ありがとうございます。

今回、資料2-1において新型コロナにおける外れ値のことにに関して主にいろいろ調べてくださったのですが、外れ値について非公表が数例あって、設定理由が公表のというのがあって、これは季節調整に関する統計基準からすると、この季節調整というのは、情報をできるだけ公開して再現性を担保するという点からすると、これは好ましくないもので、できれば出してほしいという、ほかの委員の方も、そういう御意見をなさっていたと理解しており、外れ値としてどの日を選んだかについては私も公開するべきと考えます。一方で、かなり季節調整というのは非常に難しい問題で、出さなかった理由というのは、先ほど田村様もおっしゃっておられましたが、いろいろ本当に各府省、苦渋の決断をされたのではないかと思います。今回、季節調整、外れ値について書かれていますが、モデル選択等についてもAICや統計的な妥当性を検証の上と書かれておりますが、この統計的妥当性を検証の上の部分には非常な御苦勞が入っていると考えておりまして、この外れ値に関

しても実際に実施された方からお話を伺いますと、系列によっては説明もつかないような、機械的に X-12-ARIMA のプログラムが出したものが余りにもイレギュラーな結果で、これをどう解釈したらよいかどうか悩むということで、結果として過去の系列との安定性を数量的又は視覚的に比較し、外れ値としての影響度の大きさなどを検証して、どれくらい系列が安定性を担保できるかを検証するなど、大変に苦勞をなされた府省の方が非常に多いと思いますので、理由の説明を求めるのは重要かと思いますが、一定のご配慮をいただくことを、各府省の方のためにも希望いたします。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室の田村でございます。確かに平成23年に決定された統計基準がございまして、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表するものとするというようなことが書かれていますので、ある程度公表していく方が望ましいということなのだろうと思います。これは先ほどの山本先生のところのお答えしたとおり、実行可能性のところについてもバランスを、そこに留意しながら取りまとめていくことを考えていまして、そのような意味では各府省の御事情もいろいろおありかと思っておりますので、理由についてはどうするかというのは御指摘を踏まえて考えてみたいと思います。

特に、冒頭お話ししました資料2-1のところ、1番の4ポツ目のところにお話ししたとおり、自動検出された外れ値を機械的に用いておられる例もありますので、それについては、私の方からどちらが、2パターンありますが、どちらの方がいいというような価値判断についてはお話ししなかったと記憶してございまして、これはどちらもあり得ることなのだろうと思います。機械的に行う方が恣意性が入らなくてよいというお考えの方もいらっしゃると思いますし、実際、それを採用されている府省もあるということでございますから、そのようなときに理由まで求められても、検出されたからということ以上のものは、多分、出ないのだろうというふうに思います。そのような意味でも、理由の公表につきましては、どのようなところが考えられるのかというのは、検討させていただければと思います。

他方で、設定している外れ値まで公表しないというのがどうなのかというのは、また議論の分かれるところかなと思いますので、その辺が先ほど申し上げた、やるべきことと実行可能性のバランスというところが、その辺りに線が引かれるのではないかなというのが現在の感触でございます。その辺りを念頭に置きながら、検討していきたいと思っております。

**○菅分科会長** ほかに御意見、御質問ありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。もともとこの評価分科会で、このテーマはかなり急いだのですね。というのは、担当者が代わってしまうと、本当に情報が取れなくなっちゃうので、幸いにもちゃんと引き継ぎされているようですけれども、それでも生の声はやっぱり分からないわけで、ギリギリ間に合ったという感じだと思うのですね。ちょうど2024年で、タイミング的には4年前なので、ギリギリ情報が残っていた。是非というか、今後もしこういうことが多分起こるでしょうから、そのタイミングにはちゃんときちんを残す。これは富田委員もおっしゃっておられましたけれども、そういうのをきちんを残して後世、後世というか、次のときに役立てるといえるのはやっぱり重要だと思うのですね。

これ、今、この資料は各府省さんに1回投げるのですか。

○田村総務省統計委員会担当室次長 こちらの資料、特に一覧にまとめている資料につきましては、一度各府省に見ていただいている内容になります。

○菅分科会長 本当だと、あのとき、本当はこうやればよかったというものが分かれば、もっと面白いのですけれども、要するにあのとき、ああやったけれども、本当はこうやればよかったみたいな、多分、すごくあると思うんですよね。このときはやっぱり情報もなかったもので、やむを得ずこういう判断をしましたけれども、あんまり本当は、後から見たらよくなかったとか、本当はそういうところまで分かればかなりいろいろなことが、恐らくこれを見た府省さんからいろいろな、そういうのが分かればいいなと今思ったということです。

さて、先生方からは、委員の皆様からは、こういう記録をきちんと残していくことの重要性に関しては再確認されましたし、外れ値をちゃんと公開していくべきである。その理由まではともかくとして、こういう外れ値をやりましたという事実はやはりきちっと残すべきだという意見、特段、それに関して公表しない理由はないはずであるという神林委員の御指摘もありましたので、それについては是非事務局の方で、その方向性で取りまとめていただきたいと思います。今後、いただきました御意見を踏まえまして、今後の審議の作業準備を進めていただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、事務局に事務をお返しいたします。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 どうもありがとうございました。今後の日程ですけれども、後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○菅分科会長 では、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思いません。皆様、どうもありがとうございました。